

12 機船船びき網漁業のうちさよりひき網漁業の許可等に関する取扱方針

(趣旨)

第1 機船船びき網漁業のうち、さよりひき網漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(制限措置)

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

区 分	操 業 区 域
小型機船底びき網漁業 （地方名称 機船手繰 網漁業及び板びき網漁 業）の許可船舶	宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面
その他の船舶	福島県海面

イ アのその他の船舶に係る操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

区 分	操 業 区 域
小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業）の許可船舶	毎年3月1日から6月30日まで
その他の船舶	毎年11月1日から翌年6月30日まで

- (6) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有すること。

(許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (2) 網口開口板を、使用してはならない。
- (3) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可等をしない場合)

第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 同一の者より2ヶ続以上の申請があったとき。
- (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があったとき。
- (3) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

(2そうびき漁法)

第5 2そうびき漁法の場合は、それぞれの船舶にこの方針を適用するものとする。

(他県からの入会)

第6 福島県に住所を有せず、かつ、その住所の所在する都道府県の知事から当該漁業の許可を受けた者が申請したときは、相互入会・その他漁業調整上支障がない場合に限り、第4の(2)の規定にかかわらず、許可をする。

(茨城からの入会の場合)

1 制限措置

- (1) 漁業種類
機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数
総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域
いわき市小名浜下神白字番所 25-10 番所灯台中心点（北緯 36 度 56 分 08 秒）から 90 度の線以南の福島県の海面
- (5) 漁業時期
毎年 12 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
- (6) 漁業を営む者の資格
茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者

2 許可等の条件

- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (2) 網口開口板を、使用してはならない。
- (3) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。
- (4) 船舶の外部の両側に明瞭に「フシ入サ第〇号」と表示し、かつ船舶の両側を 10 センチメートルの幅で帯状に青色で塗装しなければならない。

附 則

- 1 この方針は令和 3 年 1 月 29 日から施行する。
- 2 機船船びき網漁業のうちさよりひき網漁業の許可等に関する取扱方針（昭和 50 年 8 月 1 日）は廃止する。

附 則

この方針は令和 5 年 5 月 16 日から施行する。